

令和3年9月9日木曜日
ホテルガーデンパレス

関東信越税理士会熊谷支部研修会
相続・遺言に関する最近の制度・法改正を中心に

〒360-0831
埼玉熊谷市久保島290番地1 バレーナB号室
上松司法書士事務所 司法書士 上松 隆行
電話：048(598)7976

1 法定相続情報証明制度

(1) 新たな制度ができた趣旨・目的

法定相続情報証明制度は、平成29年5月29日から新たに始まった法務局の手続で、法定相続関係を1枚の用紙(ケースによっては1枚では書ききれず数枚になることはあります。)にまとめたものです。これに、登記官の認証文を付したものを法定相続情報一覧図の写しといい(以下、「一覧図」といいます。)は、各種相続手続で利用できます。

この制度ができる前は、各種相続手続においては、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍・除籍・原戸籍、相続人全員の戸籍を漏れなく揃えて提出する必要がありました。この制度ができた後は、一連の戸籍等の束を一覧図に代えることができ、相続手続における関係者の負担軽減が図られました。(資料1、2)

一覧図は、相続人の申出に基づき作成されますので、申出がない限り作成されるものではありません。一覧図を作成せずに、各種相続手続で従来通り戸籍等の束を使うことは問題ありません。

一覧図は、図形式または列挙式で作成します。(資料3、4)

(2) 一覧図が使える手続

基本的には官公署、民間を問わずほとんどの相続手続で使えます。

- ・登記所、税務署(資料5)、年金事務所(資料6)、陸運局、銀行、保険会社、証券会社 etc
- ・裁判所のみマチマチな対応(徐々に統一されると思いますが、、、)

相続税申告で使うときの注意点

- ①図形式のものあること。列挙式のもの不可。
- ②子の続柄の記載が実子と養子の区別がつくこと。

基本的に一覧図上の続柄は戸籍の通りに記載すれば問題ない。

ex 長男、長女、二男、養子など

また、相続人に養子がいるときはその者の戸籍が必要。

(3) 手数料

なんと**無料!**で必要通数もらえます。

(4) 手続の代理人となることができる士業

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、
弁理士、海事代理士、行政書士

※権利に関する登記申請は司法書士（または弁護士）でない限り
代理人になれませんのでご注意ください。

(5) ワンポイントアドバイス

- ① 一覧図に「被相続人の最後の本籍」と「相続人の住所」を記載するか
どうかは申出人の任意です。「相続人の住所」を記載する場合は、申出
の際にその者の住民票等が必要になります。
- ② 申出の際に提出する戸籍・除籍・原戸籍・住民票等は返却されます。
- ③ 一覧図は、相続開始時（死亡日）の同順位の相続人を記載します。
要するに、一人の被相続人ごとに一つの一覧図を作成します。
→ 数次相続を1つ一覧図にまとめることはできない。（資料7）
→ 代襲相続人は一覧図に載る。（資料8）

(6) 注意点

一覧図は戸籍・除籍・原戸籍・住民票等に基づき作成されます。
つまり、戸籍等から判別されない事項は一覧図に載りません。

- ① 相続放棄をした相続人 → 一覧図に載ります。
- ② 排除された相続人 → 一覧図に載りません。
- ③ 相続欠格に該当する相続人 → 一覧図に載ります。
- ④ 日本国籍を有しない相続人がいるとき → 一覧図の作成不可。

2 登録免許税

原則：相続による所有権移転登記 課税価格の0.4%

遺贈による所有権移転登記 課税価格の2%

※遺贈でも受贈者が相続人であれば0.4%

ただし、遺言を書く場合、相続人に対しては「遺贈する（あげる、
譲る、与える）」と書くのは避け、「相続させる」と書くのがよい。

課税価格＝土地、建物ともに固定資産評価額

【一口コラム～道路の登録免許税は？～】

Q. 公衆用道路で固定資産税が課税されておらず評価額が0円となってい
る場合は登録免許税も0円？

A. 0円にはなりません。

近傍宅地の1㎡あたりの評価額×当該道路の面積×30%を課税価格
として登録免許税を計算して納めます。

免税措置（資料9）

（1）租税特別措置法第84条の2の3第1項

土地を相続により取得した個人が登記しないうちに死亡し、その後、その死亡した個人名義にする相続登記は非課税になります。

ポイント1 土地のみです。建物は非課税になりません。

ポイント2 その死亡した個人名義から、その人の相続人への相続登記は非課税になりません。

（2）租税特別措置法第84条の2の3第2項

市街化区域以外の土地で、相続当登記の推進を特に図る必要があるとされた地域の土地（法務大臣が指定）で課税価格が10万円以下であれば非課税。

適用期限：いずれも令和4年3月31日まで。※延長の可能性はあります。

3 自筆証書遺言の要件緩和

原則：自筆証書遺言の形式的要件（民法968条1項）

- ①全文、日付、氏名を自書する。
- ②押印する。

従前は全文を自書する必要があったため、「全部を妻に相続させる。」のような簡潔な遺言は別として、財産が多岐にわたり誰に何を相続させるか細かく自書するのは煩雑で、書き間違いも起きやすかった。

そこで、平成31年1月13日から要件が緩和され、遺言書と一体のものとして財産目録を添付する場合には、財産目録は自書でなくてもよいことになりました。

財産目録を自書しない場合は、以下の代替方法が考えられます。

- ①パソコンで財産目録を作成
 - ②財産を特定する書類（登記簿謄本、通帳、証券など）をコピーする。
- そして、遺言書と一体のものであることがわかるよう財産目録の毎葉（両面使用の場合は両面）に署名押印します（民法968条2項）。

4 自筆証書遺言保管制度

令和2年7月10日から法務局が自筆証書遺言を預かって保管する制度がスタート（資料10）

利用実績（法務省民事局公表データを基に作成）

	遺言書の保管申請 ※カッコ内は保管件数
令和2年 7月	2608（2586）
令和2年 8月	2362（2354）
令和2年 9月	1978（1969）

令和2年10月	2263 (2255)
令和2年11月	1694 (1693)
令和2年12月	1726 (1719)
令和3年 1月	1178 (1175)
令和3年 2月	1287 (1282)
令和3年 3月	1625 (1622)
令和3年 4月	1477 (1475)
令和3年 5月	1245 (1244)
令和3年 6月	1406 (1402)

これによると月平均すると約1730件ほど保管されています。
個人的には、できたばかりの制度の割には意外と利用されている印象です。

(1) 遺言書を預ける前のチェックポイント

①預ける法務局を選択

以下のいずれかを管轄する法務局

- ・遺言者の住所地
- ・遺言者の本籍地
- ・遺言者が所有する不動産の所在地

②遺言書と保管申請書は事前に作成しておく。

- ・遺言書の形式に指定あり (A4、余白の指定、ページ番号など)。
- ・保管申請書は法務局HPにあります。

③予約必須

- ・インターネット、電話、窓口のいずれか

④本人出頭必須

→つまり、代理人を選任して代わりに出頭してもらうことはできない。

⑥遺言者が亡くなったことを通知してもらうかを選択できる。

- ・遺言者が亡くなったことを遺言書保管官が知ったときに、遺言者の指定する者に対して、法務局から遺言書を保管している旨の通知をしてもらうことができます。
- ・指定できる人は推定相続人、受遺者、遺言執行者のいずれか、かつ、1名のみ。
- ・通知を希望するかは任意
- ・具体的な運用方法はこれから検討するっぽい。

⑦法務局の確認は外形的な事項に留まる

- ・日付及び氏名の記載の有無、押印の有無、自書(手書き)かどうか。
- ・法務局は遺言の中身の有効性は審査しないし、相談もできない。

⑧手続終了後に保管証が交付される。

- ・遺言書原本は法務局が保管し、コピーをくれるわけでもないの、申請する前に遺言書をコピーしておくのがよい。

⑨手数料3900円

(2) 遺言書を預けた後にできること

①閲覧

- ・遺言書原本を直接見る（保管している法務局のみ）
または
モニターで遺言書の画像を見る（全国どの法務局でも）
- ・コピーは不可
- ・メモや写真撮影は可と思われる（私見）

②保管の撤回

- ・撤回すると遺言書原本は返却されます。

③氏名、住所は変わったら変更の届出をしなければならない。

上記①、②、③をできる人

①、②は遺言者本人のみ

③は遺言者本人及びその法定代理人

つまり、遺言者本人以外は遺言者が生存中は閲覧等できない。

(3) 遺言者が亡くなった後にできること

①遺言書保管事実証明書の請求

- ・遺言書が預けられているかの確認できる。
- ・保管されていれば保管されている旨の証明書が発行され、保管されていない場合は保管されていない旨の証明書が発行される。
- ・保管している場合でも遺言書の内容までは確認できないので保管していたら内容を確認するためには次の②または③をする。

②閲覧

- ・遺言書原本を直接見る（保管している法務局のみ）
または
モニターで遺言書の画像を見る（全国どの法務局でも）
- ・内容が確認できるだけなので、遺言内容を実現するには次の③が必要。

②遺言書情報証明書の請求

- ・遺言書情報証明書には、遺言書の画像情報（遺言書の画像をプリントアウトしたもの）と遺言者の氏名・住所・本籍・生年月日、受遺者、遺言執行者の氏名・住所が記載されている。
- ・遺言書情報証明書により、遺言書の内容を確認でき、この書面を遺言書原本の代わりに各種相続手続で利用する。
※遺言書原本は保管されたまま。

上記①、②、③をできる人

相続人、遺言執行者、受遺者、これらの法定代理人

※遺言者存命中はいずれもできません。

(4) 検認不要

法務局に保管されていない自筆証書遺言は家庭裁判所で検認しなければならず、検認を受けていない遺言書では各種相続手続で使えません。

法務局に保管されている自筆証書遺言は、上記②の遺言書情報証明書をそのまま各種相続手続で利用できます。つまり、家庭裁判所の検認は不要になります。

【一言コラム～検認不要って？～】

法務局は検認不要をすごく協調して宣伝していますし、様々な媒体でも検認不要を大きくアピールしています。

確かに検認不要ですが、次の点は意識しておくといよいでしょう。

- ① 上記(3)の②または③の請求をするには、次の書類を提出する必要があります。

- ア 遺言者の出生から死亡までの全ての戸籍（除籍、原戸籍）
- イ 相続人全員の戸籍
- ウ 相続人全員の住民票

つまり検認申立と同程度の書類が必要であり、これらの書類を集めるのに一定の期間を要することになります。転籍を繰り返していた、代襲相続人がいる、兄弟姉妹（甥姪）が相続人である等、ケースによってはかなりの手間と時間がかかることもあるでしょう。

ただし、検認申立から検認期日までの期間（大体1か月くらいか？）が短縮にはなりませんので、その点はメリットがあります。

- ② 検認では相続人全員に対して検認期日への呼出通知がある（期日に出頭するかは任意）のに対し、相続人等の誰かが上記(3)の②または③の請求すると法務局から他の相続人等全員に遺言書保管の事実が通知されます。したがって、遺言書があることを秘密にできるわけではありません。

(5) 公正証書遺言と比較して

①書くのは自分

すでに説明したように、法務局で保管してもらう自筆証書遺言は、事前に自分で書いた遺言書を持参し、法務局での審査は形式的なことに留まります。つまり、遺言書の中身が法的に有効かどうか、表現の仕方が曖昧・不明確だったり、多様な解釈が可能だったり、解釈上疑義が生じたりのリスクは自己責任になります。意味内容のわかり難い遺言だと紛争の種にもなり、各種相続手続も円滑に進まない恐れがあります。

一方、公正証書遺言は法律専門家の公証人が作るそのようなことはありません。

自筆証書遺言を作るなら、専門家のアドバイスを受けることがお勧めです。

②手続きの迅速さ

公正証書遺言は、遺言内容を実現にするにあたっては他の遺言書と比

べて最も少ない書類で済むので、相続手続きがスピーディーにできます。

③証拠力の強さ

遺言内容に不満のある相続人に争われても公正証書遺言であれば公証人が遺言者の本人確認、遺言能力、遺言者の意思を確認しているので証拠力が強く、訴訟になってもひっくり返り難いといえます（ただし、絶対ではない）。

以上から、自筆証書遺言保管制度は簡易型公正証書ではないし、公正証書遺言の優位性は依然大きいと言えるでしょう。

したがって、当事務所では、せつかく遺言書を作るなら費用はかかるけど後々のことを考えると自筆証書遺言（保管遺言含む）より公正証書遺言をお勧めしています。費用も一般的には相談者さんが思っているほどかかりません。

しかし、公正証書遺言にしない場合でも、やはり法務局保管遺言は自分で保管する遺言よりメリットがあります。

【一言コラム～法務局保管遺言のメリットは？～】

法務局保管遺言が自己保管遺言に勝る点を思いつくまま揚げますと

- ・形式面は法務局（遺言書保管官）がチェックしてくれる。
- ・紛失、改ざんの恐れがない。
- ・検認がない分の時間が節約ができる。
- ・遺言書情報証明書は各相続人が請求できる。
⇨自己保管遺言は原本1通しかない。

逆に自己保管遺言が法務局保管遺言に勝る点は、「手軽さ」と「無料」くらいでしょうか。

結論：遺言の方式のお勧め順

- ①公正証書遺言
- ②法務局保管の自筆証書遺言
- ③自分で保管する自筆証書遺言

【遺言豆知識～実はこんなにある遺言の種類～】

普通方式の遺言		公正証書遺言	
		自筆証書遺言	法務局で保管
			自己責任で保管
		秘密証書遺言	
特別方式の遺言	危急時遺言	一般危急時遺言	
		船舶遭難危急時遺言	
	隔絶地遺言	伝染病隔絶地遺言	
		在船者遺言	

ポピュラーなのは公正証書遺言と自筆証書遺言で、それ以外はあまり聞き馴染みのないものですが、一般危急時遺言は遺言者に死亡の危機が迫っていて、もはや自筆することができず、公正証書遺言を作成する時間的余裕もないときに作れる遺言なので覚えておくとよいです。

5 相続法改正について（資料 1 1）

平成 30 年 7 月に相続法の改正法が成立しました。昭和 55 年以来の約 40 年ぶりの大きな改正です。施行時期は改正事項によりまちまちでしたが、すでに全面的に施行されています。

以下では、改正点のいくつかをピックアップして簡単に説明します。

(1) 相続・遺言の効力について

司法書士、弁護士の視点からは非常に大きく注目されている点で、相続・遺言の効力そのものに大きな変更がありました。

○民法 899 条の 2（新設）

1 項 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第 901 条（※）の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

2 項 省略

（※）次条 → 法定相続分の規定

901 条 → 代襲相続人の相続分

○民法1013条（但し書の追加）

- 1項 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。
- 2項 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
- 3項 省略

上記2条から導かれることは、、、

○遺言が弱体化した！？

○遺言の執行は大急ぎですべし！？

どういふことかといいますと、改正前の特定財産承継遺言（※）があった場合、その効力は絶対的でした。

（※）遺産の分割の方法の指定として遺産の属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（民法1014条2項）

例えば

被相続人：父A

相続人：長男B、二男C

遺産：甲土地

甲土地をBに相続させるというAの遺言があった場合

甲土地をA名義からB名義に相続登記をしないでいる間に、Cが、遺言に反する法定相続の登記をし（B 2分の1、C 2分の1）、Cの2分の1をDに売ってD名義にしたとします。その結果、登記はB 2分の1、D 2分の1の共有になります。

改正前

Bは、遺言の効力を善意の第三者に対抗できました。つまり、BはDから2分の1の持分を取り戻してBの単独所有とすることができました。

改正後

Bは、遺言の効力を善意の第三者に対抗できません。つまり、Dが善意（Dが、Bに甲土地を相続させるAの遺言があったことを知らない）であれば、BはDから2分の1の持分を取り戻すことができません。Bの単独所有とするにはDから2分の1の持分を買い取るしかありません。

このように改正の前後で真逆の結果となります。

したがって、改正前はそれほど急いで遺言を執行する動機がありませんでしたが、改正後はのんびりしてたら酷いこになってしまうかも知れません（専門家であればな過誤を問われることにもなりかねません）。

さらに言えば、場合によっては、より安全に生前に財産を移転することも検討する必要があるかも知れません。

(2) 遺留分制度の改正

①遺留分の金銭債権化

改正前：遺留分の権利行使による効果は物権的効力が生じました。

例えば

被相続人：父A

相続人：長男B、二男C

遺産：甲土地

甲土地をBに相続させるというAの遺言があった場合
遺言により甲土地はBの単独所有となりますが、Cが遺留分の権利を行使すると、甲土地の4分の1がCに復帰してしまい、甲土地はB 4分の3、C 4分の1の共有となってしまいます。そして、この共有関係を解消するために遺留分義務者Bと遺留分権利者Cとの間で紛争となりました。

改正後：遺留分は、遺留分権利者の遺留分義務者に対する遺留分侵害額の支払い請求権＝金銭債権となりましたので、遺留分権利者と遺留分義務者との間で共有関係が生じることはありません。

遺留分義務者としては遺留分侵害額の金銭を用意できれば済みます。

ex 遺留分対策として生命保険の活用など

この改正にともなって遺留分の権利の呼び名も変更されました。

改正前：遺留分減殺請求権

改正後：遺留分侵害額請求権

②遺留分の計算方法の見直し、明確化

遺留分算定の基礎財産の価額に算入する特別受益は相続開始前10年間にしたものに限るという時的制限が設けられました。

改正前は無制限に特別受益を遺留分算定の基礎にしていました。

その他、細かな見直しがされています。

(3) 配偶者の保護のための改正

①配偶者居住権の創設

②特別受益の持戻免除の意思表示の推定

婚姻期間が20年以上における夫婦間における居住用不動産の遺贈または贈与については、特別受益における持戻し計算を免除する意思表示があったものを推定される旨の規定が置かれました（民法903条4項）。

(4) 特別寄与料の創設

相続人ではない親族（典型的な例は被相続人の子の配偶者）の被相続人への貢献が相続の場面で考慮できるようになり、特別寄与者は相続人に対して寄与に相当する金銭を請求できることになりました。（民法1050条）。

【一言コラム～特別寄与料は新たな紛争の火種?～】

特別寄与料は令和元年7月1日以降の相続に関し適用されますので、実績のデータが乏しく、実務でどの程度認められるのか現状よくわかりません。ただ、これまでの寄与分制度の実務実績が参考とされることは予想できます。

そして、寄与分あるいは特別受益が裁判所で認められるのは相続人が思っているほど簡単な話ではなく、かなり狭き門であることは心に留めておくとい良いでしょう。

(5) 遺産分割前の預貯金払戻し制度の創設

被相続人の死後、遺産分割前に各共同相続人が単独で一定範囲内の金額であれば預貯金を払い戻すことができるようになりました（民法909条の2）。

なお、遺言がない場合の制度ですので、遺言があれば遺言が優先します。

○単独で払戻しできる金額＝相続開始時の預貯金債権の額※
×3分の1
×払戻しを求める相続人の法定相続分

※1つの金融機関に複数の口座があるときは合算した額

○金融機関ごとの上限額150万円

○払戻しの効果

払戻しを受けた相続人は、払戻しを受けた金額を遺産の一部分割により取得したものとみなされます。

本改正がされた経緯

平成28年12月19日最高裁決定により相続時の預貯金の取扱い（法的性質）が変わりました。従来の判例は、預貯金は相続開始と同時に当然に法定相続分に従って分割されるとしていましたが、前記判例により、相続開始と同時に当然に法定相続分に従って分割されることなく遺産分割の対象となるとされました。これは、従来の預貯金の取扱いでは特別受益や寄与分が考慮されず不公平との指摘があったこと等から判例変更がされました。

しかし、そうすると遺産分割協議が速やかに行えないこともあり、被相続人の預貯金を払い戻せないと葬式費用や医療費の支払い、相続人の当面の生活費に窮することも考えられ、そのような小口資金の需要に応じるためこの改正がされました。

6 民法・不動産登記法改正（資料12）

「民法等の一部を改正する法律」※

「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」

※民法等＝民法、不動産登記法、非訟事件手続法、家事事件手続法など

令和3年4月21日成立

令和3年4月28日公布

改正の主眼は所有者不明土地問題の解決（発生の予防と利用の円滑化）

○所有者不明土地の発生を予防する方策

- ・相続登記の義務化（令和6年4月28日までに施行）
- ・住所変更登記の義務化（令和8年4月28日までに施行）
- ・相続土地所有権の国庫帰属制度（令和5年4月28日までに施行）

○土地利用の円滑化を図る方策

- ・財産管理制度、共有制度の見直し（令和5年4月28日までに施行）

改正にかかる政省令が未制定のため現時点では不明な点が多く、施行日もまだ決まっていません。今後の動向を注視する必要があります。

【一口コラム～登記は義務？～】

これまでは不動産の権利に関する登記はすべて任意でした。登記をするか、しないかは当事者の自由で、放っておいても罰則はありません。

今般の改正で相続登記と住所変更登記に限っては義務となりました。

正当な理由なく怠ると過料の罰則があります。

これまで司法書士はお客さんから相続登記をした方がよいかと問われると、「しないといけないというわけではないですが、放っておくと後々面倒なことになってしまっていて、いざ登記する必要があるときに大変複雑なことになってしまう恐れがあるので、なるべく早くやっておくのがお勧めです。」というようなやや弱い答え方をしていましたが、改正法施行後は、「相続登記は法律上申請する義務があります。」とはっきり言えるようになりました。

なお、会社・法人に関する登記は、これまでも登記事項に変更が生じてから2週間以内に申請しなければならない義務があり、これを怠ると過料の罰則を受けることがありますのでご注意ください。